

カーボンフットプリント制度

カーボンフットプリントの算定結果及び 表示方法の検証に関する規程

平成21年8月3日

農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

第1章 総則

第1条（規程の目的）

本規程は、経済産業省が農林水産省、国土交通省、環境省と連携して実施する「カーボンフットプリント制度試行事業」を構成する「カーボンフットプリント算定・表示試行事業（以下「試行事業」という。）」において、認定された「商品種別算定基準」（Product Category Rule）（以下「認定PCR」という。）に基づくカーボンフットプリントの算定結果と表示方法の検証に係る一連の手順について定める。

第2条（本規程における担当省庁）

本規程における担当省庁は、カーボンフットプリントの算定・表示の対象とする製品に応じて、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省又はこれら関係する複数の省庁とする。

第3条（カーボンフットプリントの算定結果と表示方法の検証の手順の概要）

- （1）試行事業において、製品に係るカーボンフットプリントの算定・表示を希望する事業者等（以下「算定・表示希望事業者等」という。）は、カーボンフットプリントの算定結果と表示方法が認定PCRに準拠していることについて、PCR委員会の検証を受けなければならない。
- （2）PCR委員会による検証の結果、カーボンフットプリントの算定結果と表示方法が適当と認められる場合に限って、検証申請に係る製品に関し、別途定めるカーボンフットプリントマーク（以下「CFPマーク」という。）の使用が許諾される。

第4条（原則）

試行事業に参加する事業者等は、本規程、「PCR原案策定計画の登録及びPCRの認定に関する規程」、「カーボンフットプリント制度の在り方（指針）」、「カーボンフットプリント制度商品種別算定基準（PCR）策定基準」、その他試行事業に関連して担当省庁が定める規程類を遵守しなければならない。

第5条（製品の対象範囲）

試行事業で扱う製品は、消費者向けの最終消費財だけでなく、いわゆる中間財も含め、あらゆる製品を対象とする。

（注）製品はすべての商品・サービスとする。

第2章 カーボンフットプリントの算定結果と表示方法の検証

第1節 カーボンフットプリントの算定結果と表示方法の検証

第6条（カーボンフットプリントの算定結果と表示方法の検証申請）

算定・表示希望事業者等は、認定PCRに基づくカーボンフットプリントの算定結果と表示方法の検証をPCR委員会に求めることができる。この場合、算定・表示希望事業者等は、製品に係るカーボンフットプリント算定結果・表示方法検証申請書を経済産業省が業務を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）に提出するものとする。

カーボンフットプリント算定結果・表示方法検証申請書の提出を受けた委託事業者は、速やかに当該申請書の写しを担当省庁へ送付するものとする。

第7条（カーボンフットプリントの算定結果と表示方法の修正）

PCR委員会は、認定PCR及び本規程等に照らして、検証申請されたカーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の修正が適当と判断した場合は、委託事業者を通じて算定・表示希望事業者等に理由を付してその旨を文書で通知する。算定・表示希望事業者等は、通知を踏まえてカーボンフットプリントの算定結果又は表示方法を修正し、PCR委員会に再度検証を求めることができる。

第8条（カーボンフットプリントの算定結果と表示方法の検証：適当と認められる場合）

PCR委員会は、検証申請されたカーボンフットプリントの算定結果と表示方法について、検証の結果、認定PCR及び本規程等に照らして適当と認められる場合は、担当省庁に事前に通知の上、委託事業者を通じてその旨を算定・表示希望事業者等に文書で通知し、当該検証申請に係る製品に関し、CFPマークの使用を許諾する。

※ CFPマークの著作権は、国に帰属する。国は、試行事業において、CFPマークの包括的な使用許諾をPCR委員会に与えるものとする。よって、PCR委員会がカーボンフットプリントの算定結果と表示方法について適当と認め、CFPマークの使用を許諾した場合を除き、いかなる事業者等も、CFPマーク

の表示を行うことは、著作権違反となるため、認められない。

第9条（カーボンフットプリントの算定結果と表示方法の検証：不相当と認められる場合）

PCR委員会は、検証申請されたカーボンフットプリントの算定結果と表示方法について、検証の結果、認定PCR及び本規程等に照らして不相当と認められる場合は、担当省庁に事前に通知の上、委託事業者を通じて理由を付してその旨を算定・表示希望事業者等に文書で通知する。

第2節 CFPマークの使用が許諾された製品の公表等

第10条（CFPマークの使用が許諾された製品の公表）

カーボンフットプリントの算定結果と表示方法について、検証の結果、第8条に基づきCFPマークの使用が許諾された製品はカーボンフットプリントホームページ等を通じて公表される。なお、公表される項目は以下の事項を含むこととする。

- 製品の種類と名称
- 事業者の名称
- カーボンフットプリントの算定結果と表示方法の準拠する認定PCRの番号
- カーボンフットプリントの算定結果と表示方法の詳細情報

第11条（CFPマークの使用許諾の期限）

第8条に基づくCFPマークの使用許諾の期限は、原則として、試行事業の実施期間（平成24年3月31日までを予定）とする。

第12条（CFPマークの使用が許諾された製品に関する問い合わせ）

CFPマークの使用が許諾された製品に関する一切の問い合わせへの対応は、原則、算定・表示希望事業者等において行うものとする。

第3節 カーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の変更と取消し

第13条（カーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の変更申請）

第8条の規定に基づき統一マークの使用許諾を受けた算定・表示希望事業者等は、カーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の変更を希望するときは、PCR委員会に該当するカーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の変更案を示し、検証を求めることができる。この場合、算定・表示希望事業者等は、第6条の規定に準じて、変更案の検証について委託事業者に申請することとする。

申請を受けた委託事業者は、速やかに担当省庁へ報告するものとする。

PCR委員会は、検証の結果、認定PCR及び本規程等に照らして当該変更案の内容が適当と判断する場合は、担当省庁に確認の上、委託事業者を通じてその旨を算定・表示希望事業者等に文書で通知するとともに、当該変更案に係る製品に関し、改めてCFPマークの使用を許諾する。

第14条（担当省庁によるカーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の変更要求）

担当省庁がカーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の変更が必要であると判断したときは、PCR委員会にその旨を提言する。PCR委員会は、担当省庁の提言に基づき、カーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の変更が必要と判断した場合、算定・表示希望事業者等に対し、カーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の変更を求めることができる。

※ この場合、PCR委員会は、CFPマークの使用許諾（継続）の条件として、カーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の変更を求めるものと解する。

第15条（カーボンフットプリントの算定結果と表示方法の変更によりCFPマークの使用が許諾された製品の公表）

前2条の規定により、カーボンフットプリントの算定結果及び表示方法が変更されたときは、カーボンフットプリントホームページ等を通じて公表されるものとする。

（注）その他、カーボンフットプリントの算定結果又は表示方法の変更については、第1節及び第2節の規定に準ずる。

第16条（CFPマークの使用許諾の取消し）

担当省庁は、算定・表示希望事業者等のCFPマークの使用方法がその許諾の範囲を超えている又は使用許諾の条件に反している等、その使用状況が不適當であると認められるときは、その使用許諾の取消しをPCR委員会に提言することができる。PCR委員会は、担当省庁の提言に基づき、CFPマークの使用許諾の取消しが必要と判断した場合、委託事業者を通じて理由を付してその旨を算定・表示希望事業者等に文書で通知する。

第3章 雑則

第17条（国際規格との整合性等）

本規程は、カーボンフットプリント制度の国際標準化に関する国際的な議論の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜見直される。

第18条（担当省庁の事務の委託）

本規程に定める担当省庁の事務の全部又は一部は、担当省庁の監督の下に委託事業者等に行わせることができる。試行事業に参加する事業者等は、当該委託事業者等の行う事務に従わなければならない。

附則

本規程は平成21年8月3日から施行する。